

## 尾張旭市立小中学校食物アレルギー対応検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 尾張旭市立小中学校（以下「学校」という。）における食物アレルギーのある児童及び生徒の健康な生活と健やかな成長を目的に、食物アレルギー対応について検討するため、尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食物アレルギー対応の基本方針に関すること。
- (2) 食物アレルギー対応のマニュアルに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食物アレルギー対応に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

### (会長及び職務代理者)

第4条 会議に会長及び職務代理者を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、職務代理者は会長の指名による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理者は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第6条 会議の下に、第2条の所掌事務を達成するための調査、研究及び基本方針等の素案作成を行う作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、学校教育課指導主事を作業部会長とする。
- 3 作業部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、学校教育課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

学識経験者	医師
尾張旭市立小中学校	校長代表
教育委員会	管理指導主事
教育政策課	課長
学校給食センター	所長
消防署	消防署長

別表第2（第6条関係）

尾張旭市立小中学校	教頭代表
尾張旭市立中学校	中学校教諭代表
尾張旭市立小学校	小学校教諭代表
尾張旭市立小中学校	養護教諭代表
尾張旭市立小中学校	栄養教諭代表
学校給食センター	給食センター代表
学校教育課	指導主事
消防署	救急係代表